

「コミュニティ・スクール岡山」について



教育委員会事務局学校教育部
学校指導課

1

目次

1. コミュニティ・スクールについて

- (1) 岡山市の取組
- (2) 「コミュニティ・スクール」とは
- (3) 「学校運営協議会」の役割
- (4) 「コミュニティ・スクール」のメリット

2. 「学校運営協議会」のすすめ

- (1) 地域と学校園の連携・協働の仕組み
- (2) 学校運営協議会と地域学校協働本部の成熟度(ステージ)
- (3) 学校運営協議会の運営の工夫・改善のポイント
- (4) 熟議テーマ例

2

1. コミュニティ・スクールについて

(1) 岡山市の取組

平成14年度～

岡輝中学校区「新しいタイプの学校運営に関する実践研究」

平成16年度～

石井・中山・福田中学校区「岡山市地域協働学校づくり事業」
(国:コミュニティ・スクール法制化)

平成17年

岡山市第1号の「地域協働学校」として4校園を指定



(平成29年 国:コミュニティ・スクール努力義務化)

令和2年度

岡山市立全校が地域協働学校に

令和5年度

国の制度に沿って岡山市教育委員会規則を改正

令和8年度～

地域協働学校からコミュニティ・スクール岡山へ

3

1. (2) 「コミュニティ・スクール」とは

- 学校運営協議会を置く学校園をいう。
- 学校園と地域住民・保護者が力を合わせて学校園の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校園」に転換するための仕組み。



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

4

1. (3) 「学校運営協議会」の役割

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

H16制定

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定

- 校長が作成する学校運営の **基本方針の承認** をすること（必須）
- 学校運営について、教育委員会又は校長に **意見を述べる** ことができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に **意見を述べる** ことができること

学校運営の「基本方針の承認」を行うなどの具体的な権限を有していることから、地域住民や保護者が学校運営に対する **当事者意識** を分かち合い、ともに行動する体制を構築できます。学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものであり、校長先生が描く学校のビジョンを地域住民や保護者と共有し、校長先生のリーダーシップのもとに共に汗をかき、そのビジョンの実現を目指そうとするための仕組みです。

※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

文部科学省「コミュニティ・スクール2016」

5

1. (4) 「コミュニティ・スクール」のメリット

子供にとっての
魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって 安心・安全な生活ができます。

教職員にとって
の魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により 子供と向き合う時間が確保できます。

保護者にとって
の魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との 人間関係が構築できます。

地域の人々にと
つての魅力

- 経験を生かすことで 生きがいや 自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を核とした 地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の 防犯・防災体制等の構築ができます。

文部科学省「コミュニティ・スクールのつくり方」

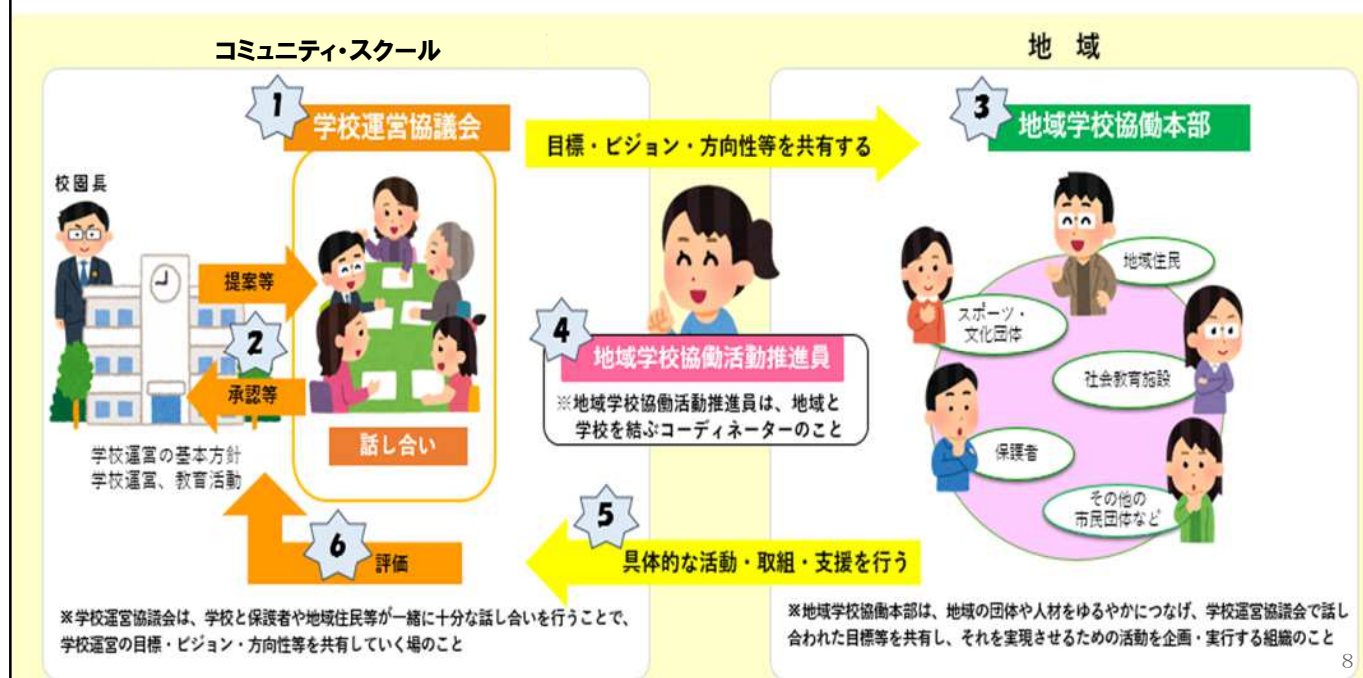
6

2. 「学校運営協議会」のすすめ



7

2. (1) 地域と学校園の連携・協働の仕組み



8

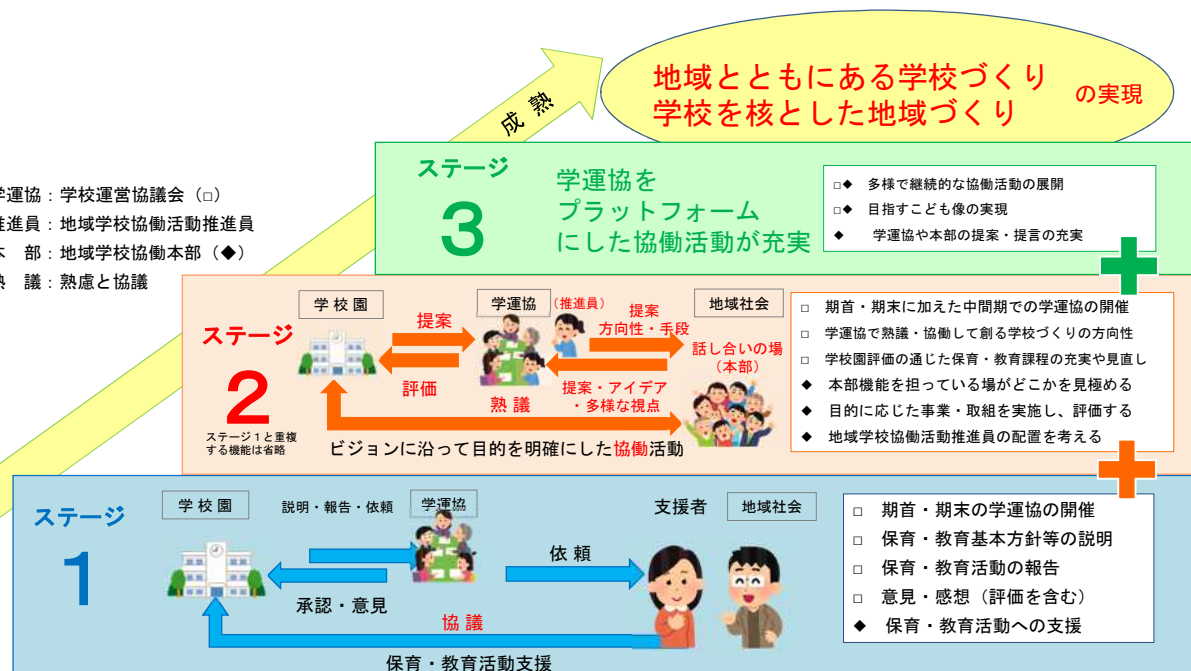
2. (2) 学校運営協議会と地域学校協働本部の成熟度(ステージ)

学運協：学校運営協議会 (□)

推進員：地域学校協働活動推進員

本部：地域学校協働本部 (◆)

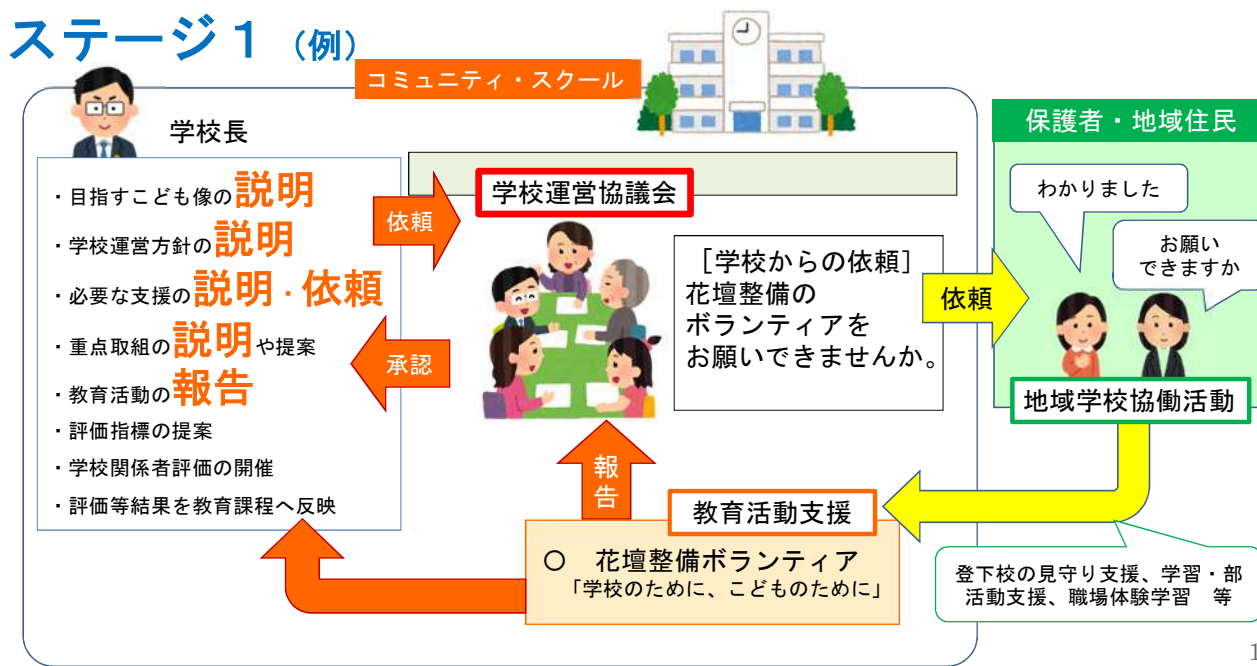
熟議：熟慮と協議



9

2. (2) 学校運営協議会と地域学校協働本部の成熟度(ステージ)

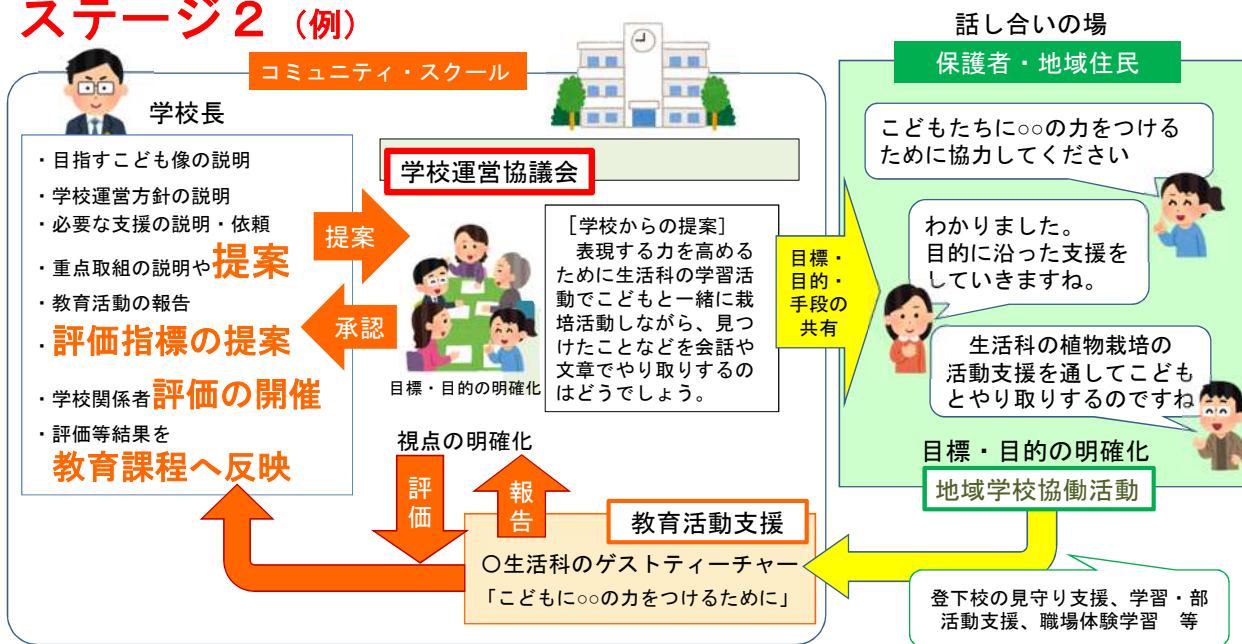
ステージ 1 (例)



10

2. (2) 学校運営協議会と地域学校協働本部の成熟度(ステージ)

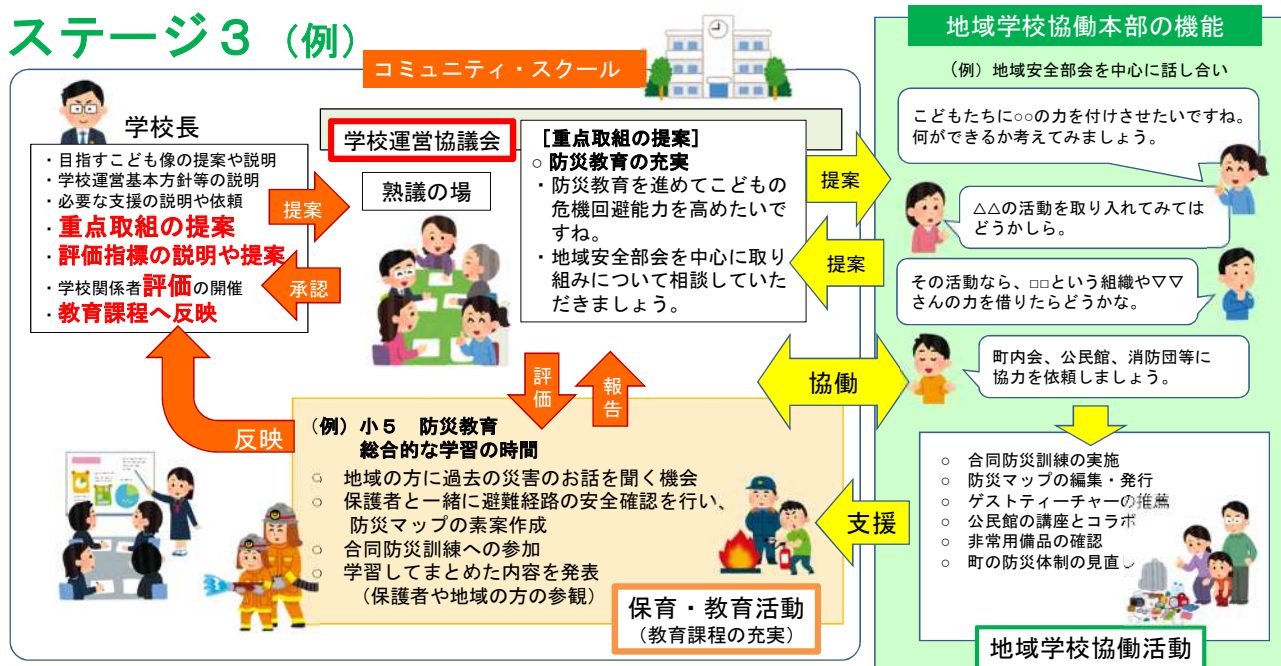
ステージ2 (例)



1 1

2. (2) 学校運営協議会と地域学校協働本部の成熟度(ステージ)

ステージ3 (例)



1 2

2. (3) 学校運営協議会の運営の工夫・改善のポイント

- 報告は短く、熟議の充実を
- P D C A サイクルの確立
 - ・ 熟議→活動→評価→改善
- 開催時期・開催回数・開催方法の見直し

13

2. (4) 熟議テーマ例

- ・ 育成を目指すこども像
- ・ 学習指導要領の改訂について
- ・ 教育課程に学校運営協議会の取組を位置付けるためには
- ・ コミュニティ・スクールの理念と意義
- ・ 地域、PTA、各部の取組
- ・ 教育に関する総合調査の結果
- ・ 人事に関する要望
- ・ 生徒指導上の問題を改善するためには
- ・ メディアコントロールについて
- ・ 各校園の研究について
- ・ 学区の安全管理の役割分担等
- ・ コミュニケーション力を育成するには
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果
- ・ クリーン作戦の実施方法
- ・ こどもの体力向上を図るためには
- ・ 地域防災についての取組
- ・ ボランティア活動
- ・ ワークライフバランス
- ・ 教員の働き方
- ・ 教職員が行きたくなる学校園
- ・ 学校支援について保護者・地域ができること
- ・ 学校支援について保護者・地域にしてほしいこと
- ・ 生活リズムを整える取組
- ・ ネットやスマホのルール作り
- ・ 発達障害について
- ・ 国際理解教育
- ・ 食育
- ・ 保護者の地域との関わりについて

熟議を通して、学校園と地域が互いの理解を深め、学校園運営の当事者として、ともに学校園の在り方を考えていくことが大切です。



14